

議案第 104 号

下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例

令和 2 年 12 月 3 日提出

熊取町長 藤原敏司

提案理由

熊取町下水道ビジョン（経営戦略）において、今後 10 年間の下水道事業について総合的に試算した結果、現在の単位負担金額を維持しつつ、下水道整備費用等にかかる必要な財源を確保していく方針となったことにより、3 年ごとの見直しではなく、社会情勢や環境の変化により必要に応じて見直すこととするため、この条例案を提出するものです。

下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例

下水道事業受益者負担金条例（平成2年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

下水道事業受益者負担金条例（平成2年条例第15号）の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
(受益者の負担金の額) 第3条 (略) 2 (略)	(受益者の負担金の額) 第3条 (略) 2 (略) <u>3 第1項の単位負担金額は、3年ごとに見直すものとする。</u>